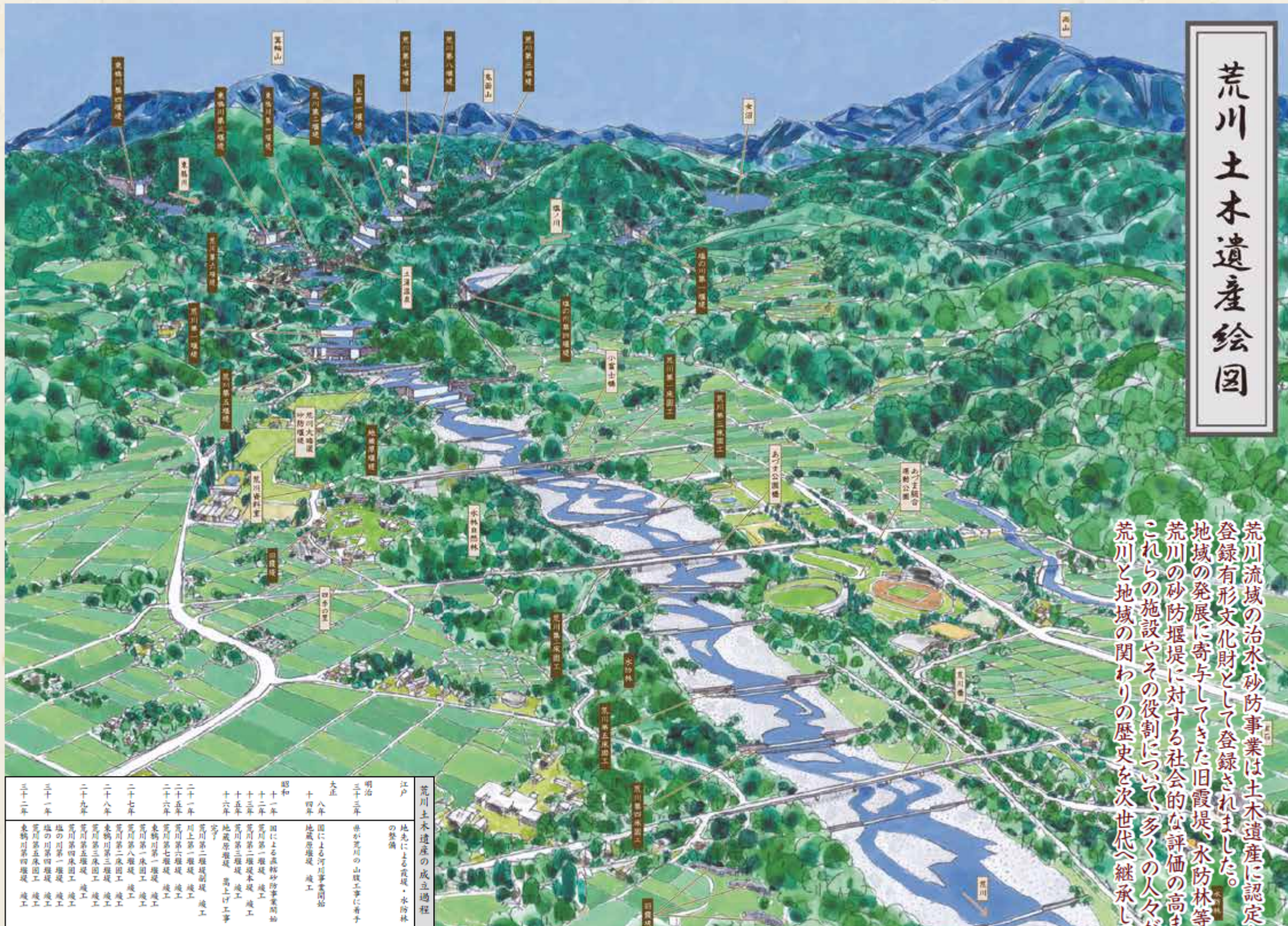


荒川土木遺産絵図

荒川流域の治水・砂防事業は土木遺産に認定され、流域砂防堰堤十五基は、登録有形文化財として登録されました。地域の発展に寄与してきた旧霞堤、水防林等の歴史的施設や、荒川の砂防堰堤に対する社会的な評価の高まりを受けて、これらの施設やその役割について、多くの人々が理解と関心を寄せ、荒川と地域の関わり方の歴史を次世代へ継承していくことが期待されます。



荒川土木遺産の成立過程	江戸	明治	大正	昭和	平成
地先による霞堤・水防林の整備	荒川土木遺産の成立過程	明治二十三年 母が荒川の山腹工事に着手	大正 八 国による河川事業開始	昭和 八 国による河川事業開始	平成 八 国による河川事業開始
荒川第一堰堤 竣工					
荒川第二堰堤 竣工					
荒川第三堰堤 竣工					
荒川第四堰堤 竣工					
荒川第五堰堤 竣工					
荒川第六堰堤 竣工					
荒川第七堰堤 竣工					
荒川第八堰堤 竣工					
荒川第九堰堤 竣工					
荒川第十堰堤 竣工					
荒川第十一堰堤 竣工					
荒川第十二堰堤 竣工					
荒川第十三堰堤 竣工					
荒川第十四堰堤 竣工					
荒川第十五堰堤 竣工					

土木学会選奨土木遺産

荒川流域治水・砂防事業

砂防堰堤群(福島市・大正14年～昭和32年)
地蔵原堰堤(福島市・大正14年(第一次))
川上第一堰堤(福島市・昭和21年)
床固群(福島市・昭和26年～昭和31年)
水防林・霞堤群(福島市・概ね近世以降)

認定理由

霞堤と水防林による近世からの地先治水と大正・昭和における砂防堰堤群等の直轄事業とが融合した治水砂防システム。

登録有形文化財

荒川流域の砂防堰堤群十五基

地蔵原堰堤:大正14年 5月17日
荒川第一堰堤:昭和12年 7月31日
荒川第二堰堤:昭和13年 6月30日(本堤)
昭和16年 6月25日(副堤)
荒川第三堰堤:昭和15年11月15日
川上第一堰堤:昭和21年 5月30日
荒川第五堰堤:昭和29年 3月31日
荒川第六堰堤:昭和25年12月29日
荒川第七堰堤:昭和26年10月26日
荒川第八堰堤:昭和27年 7月 7日
荒川第四床固工:昭和29年 3月31日
塩の川第一堰堤:昭和29年10月27日
塩の川第四堰堤:昭和31年12月 9日
東鴉川第一堰堤:昭和26年 1月 3日
東鴉川第三堰堤:昭和28年 3月31日
東鴉川第四堰堤:昭和32年12月17日

竣工年月日



土木学会選奨土木遺産
2007
荒川治水・砂防事業 水防林・霞堤群

登録有形文化財

※注2

文化財登録制度は、平成八(一九九六)年の文化財保護法改正により創設された文化財登録制度です。登録後の改修や補修が、従来の文化財制度(指定制度)より比較的自由に行なえるなどの特徴があります。地域の身近な文化財の保護と活用を図っていく制度として、注目されています。

選奨土木遺産

※注1

土木学会選奨土木遺産の認定制度は、「土木遺産の顕彰を通じて、歴史的土木構造物の保存に資すること」を目的として、社団法人土木学会が平成十二(二〇〇〇)年度に創設したものです。対象となるのは、幕末から昭和二十年代までに造られた土木施設で、現存するものです。

◆荒川流域の砂防堰堤

荒川流域の砂防堰堤については、「建設後五十年以上が経過し、国土の歴史的景観に寄与している」点が、高く評価されたことにより、平成十九年度に、荒川本川の砂防堰堤九基が登録有形文化財に登録されました。

続いて平成二十年度には、本川の床固工二基と支川(塩の川、東鴉川)の砂防堰堤五基が登録され、荒川流域の登録有形文化財(※注2)は、合わせて十五基となりました。

認定にあたっては、「荒川の治水・砂防システムへの社会的評価を得ること」を目的とし、ふるさとの川・荒川づくり協議会が中心となって推薦する形で認定されました。

◆荒川流域治水・砂防事業

荒川流域近代化の礎となった歴史的治水・砂防施設である水防林や旧霞堤、現在福島河川国道事務所が管理する阿武隈川支川荒川の治水・砂防施設を含めた「荒川流域治水・砂防事業」は、平成十九(二〇〇七)年十月十九日、社団法人土木学会により選奨土木遺産(※注1)に認定されました。